

第487回（定例）福崎町議会会議録

令和元年12月6日（金）
午前9時30分開会

1. 令和元年12月6日、第487回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	河嶋重一郎	8番	竹本繁夫
2番	松岡秀人	9番	柴田幹夫
3番	三輪一朝	10番	富田昭市
4番	山口純	11番	高井國年
5番	小林博	12番	城谷英之
6番	石野光市	13番	前川裕量
7番	木村いづみ	14番	北山孝彦

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 岩木秀人 主査 塩見浩幸

1. 説明のため出席した職員

町長	尾崎吉晴	副町長	近藤博之
教 育 長	高寄十郎	公営企業管理者	福永聡
技 監	吉栖雅人	会計管理者	小幡伸一
総務課長	山下健介	企画財政課長	吉田利彦
税務課長	尾崎俊也	地域振興課長	松田清彦
住民生活課長	谷岡周和	健康福祉課長	三木雅人
農林振興課長	松岡伸泰	まちづくり課長	山下勝功
上下水道課長	成田邦造	学校教育課長	大塚謙一
社会教育課長	大塚久典		

1. 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸報告

第4 報告第13号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）

第5 報告第14号 議会の委任による専決処分の報告について（町営住宅駅前団地建替工事）

第6 議案第74号 人権擁護委員の推薦について

第7 議案第75号 人権擁護委員の推薦について

第8 議案第76号 くれさか環境事務組規約の一部変更について

第9 議案第77号 中播農業共済事務組合の解散について

第10 議案第78号 中播農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について

第11 議案第79号 中播農業共済事務組規約の一部変更について

第12 議案第80号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の

			数の増減及び規約の一部変更について
第 1 3	議案第	8 1 号	中播公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更について
第 1 4	議案第	8 2 号	福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 5	議案第	8 3 号	福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 6	議案第	8 4 号	福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 7	議案第	8 5 号	福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 8	議案第	8 6 号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
第 1 9	議案第	8 7 号	福崎町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について
第 2 0	議案第	8 8 号	使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
第 2 1	議案第	8 9 号	手数料の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例について
第 2 2	議案第	9 0 号	福崎町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
第 2 3	議案第	9 1 号	福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
第 2 4	議案第	9 2 号	福崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
第 2 5	議案第	9 3 号	令和元年度福崎町一般会計補正予算（第 4 号）について
第 2 6	議案第	9 4 号	令和元年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
第 2 7	議案第	9 5 号	令和元年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
第 2 8	議案第	9 6 号	令和元年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
第 2 9	議案第	9 7 号	令和元年度福崎町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
第 3 0	議案第	9 8 号	令和元年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について
第 3 1	議案第	9 9 号	令和元年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
第 3 2	議案第	1 0 0 号	令和元年度福崎町工業団地造成事業会計補正予算（第 1 号）について
第 3 3	意見書案第	3 号	災害ボランティア活動に対する支援制度の構築を求める意見書

1. 本日の会議に付した事件

第 1	会議録署名議員の指名		
第 2	会期の決定		
第 3	諸報告		
第 4	報告第 1 3 号	議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）	
第 5	報告第 1 4 号	議会の委任による専決処分の報告について（町営住宅駅前団地建替工事）	
第 6	議案第 7 4 号	人権擁護委員の推薦について	
第 7	議案第 7 5 号	人権擁護委員の推薦について	
第 8	議案第 7 6 号	くれさか環境事務組規約の一部変更について	
第 9	議案第 7 7 号	中播農業共済事務組合の解散について	
第 1 0	議案第 7 8 号	中播農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について	
第 1 1	議案第 7 9 号	中播農業共済事務組規約の一部変更について	
第 1 2	議案第 8 0 号	兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更について	
第 1 3	議案第 8 1 号	中播公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更について	
第 1 4	議案第 8 2 号	福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	
第 1 5	議案第 8 3 号	福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	
第 1 6	議案第 8 4 号	福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	
第 1 7	議案第 8 5 号	福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について	
第 1 8	議案第 8 6 号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	
第 1 9	議案第 8 7 号	福崎町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について	
第 2 0	議案第 8 8 号	使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について	
第 2 1	議案第 8 9 号	手数料の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例について	
第 2 2	議案第 9 0 号	福崎町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について	
第 2 3	議案第 9 1 号	福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について	
第 2 4	議案第 9 2 号	福崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	
第 2 5	議案第 9 3 号	令和元年度福崎町一般会計補正予算（第 4 号）について	
第 2 6	議案第 9 4 号	令和元年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
第 2 7	議案第 9 5 号	令和元年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について	

- 第 28 議案第 96号 令和元年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 29 議案第 97号 令和元年度福崎町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 30 議案第 98号 令和元年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 31 議案第 99号 令和元年度福崎町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 32 議案第 100号 令和元年度福崎町工業団地造成事業会計補正予算（第1号）について
- 第 33 意見書案第3号 災害ボランティア活動に対する支援制度の構築を求める意見書

1. 開会

- 議 長 皆さん、おはようございます。
- 第487回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
- 師走を迎え、今年もいよいよ残すところ一月足らずとなり、日ごとに寒さが増し、冬の訪れを感じる季節となってまいりました。皆様におかれましては、ご健勝にてご参集を賜り、まことにありがとうございます。
- さて、本定例会に提案されます案件は、報告第13号から議案第100号までの報告2件、議案27件、及び意見書案第3号の意見書案1件の計30件であります。いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願いいたしまして、本定例会の開会の挨拶といたします。
- ただいまの出席議員数は14名でございます。
- 定足数に達しております。
- よって、第487回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。
- また、総務課及び事務局から写真撮影の申し出が出ておりますので、撮影を許可いたします。
- ただいまから、第487回福崎町議会定例会を開会いたします。
- これより本日の日程に入ります。
- 本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議 長 日程第1は会議録署名議員の指名であります。
- 会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名いたします。
- 3番、三輪一朝議員
10番、富田昭市議員
以上の両議員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

議 長 日程第2は、会期の決定であります。
会期の決定の件を議題といたします。
去る11月29日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆様のお手元に配付しております日程表案のとおり、本日から12月19日までの14日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から12月19日までの14日間といたします。

日程第3 諸報告

議 長 日程第3は、諸報告であります。
9月27日の第486回福崎町議会定例会閉会后、本日までの議会活動について、事務局に報告させます。
事務局 議会活動報告をいたします。
報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。
10月4日、文珠荘において、商工会との一般会議を開催し、議長及び各議員が出席し、意見交換を行いました。
10月6日、駅前交流広場、駅前観光交流センターにおいて、福崎駅周辺整備事業完成記念式典が開催され、議長及び各議員が出席し、議長が祝辞を述べてまいりました。
10月28日、スポーツ公園において、福崎町老人グラウンドゴルフ大会が開催され、議長及び民生まちづくり常任委員長が出席し、議長が挨拶を述べてまいりました。
11月10日、文化センターにおいて、老人大学神崎・福寿学園第37回老人大学祭記念式典が開催され、議長が祝辞を述べてまいりました。
11月13日、衆議院議員会館、参議院議員会館において、議長が地元選出等国会議員に対し、内水対策事業の推進による浸水被害の軽減などについて要望してまいりました。
同じく11月13日、NHKホールにおいて、全国町村議会議長会創立70周年記念式典及び第63回町村議会議長会全国大会が開催され、議長が出席いたしました。
11月23日、神戸医療福祉大学において、第30回福崎町自然歩道を歩こう大会が開催され、議長が挨拶を述べてまいりました。
そのほかの議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。
以上です。

議 長 以上で、議会活動報告を終わります。
また、例月出納検査の報告書、定期監査結果報告書及び陳情書が議長宛てに提出されており、その写しを配付しております。
次は、議案の上程及び議案説明であります。
これより、報告第13号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）から、議案第100号、令和元年度福崎町工業団地造成事業会計補正予算（第1号）についてまでの29件について町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町 長 皆様、おはようございます。
第487回定例議会を招集しましたところ、全員のご出席を賜りまことにあり

がとございます。令和元年12月議会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。

橋本町長の後を受けて、町政を引き継いでから7カ月余りがたちました。私にとっては、2年にも3年にも感じられる時間でした。最初は、町政が停滞・混乱しないように心を砕きました。私にとって幸運だったのは議会の承認を得た総合計画後期基本計画が3月に完成したところで、まちづくりの方向が決まっていたことです。

4月から始めた保健センターの土曜日開庁は、平日に来られない町民の方々に喜んでいただいております。小・中学校のエアコンの設置工事が順調に進み、7月から冷房が使えるようになったことも、子どもたちの健康を考えると大変うれしいことでした。また、何よりうれしかったことは、福崎町の長年の課題であった福崎駅周辺整備事業が完成し、10月に多くのご来賓や関係者をお迎えして完成記念式典を開催し、町民の皆様とともにお祝いできたことです。

駅周辺整備は一段落しましたが、福崎町の発展、飛躍のためには、これからの取り組みが重要であると考えております。私の公約にも掲げております自然を生かした観光の推進や三木家住宅など文化財の活用、妖怪によるまちおこしを推進するため観光部門の組織強化を図り、本町の新たな飛躍に向け、取り組んでまいります。

兵庫県治水防災協会の会長を橋本町長の残任期間であります6月26日まで務めました。国においては、平成30年度の補正予算から令和2年度まで「防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策」が実施されており、市川の雑木除去が進んでいます。国に対し、この緊急対策の継続を求める要望活動を、兵庫県とともに行いました。幸いなことに、今年は福崎町を含む中播磨管内では大きな災害はありませんでした。けれども、全国に目を向けますと地球温暖化の影響か台風が大型化し、集中豪雨が頻発しています。今年も台風15号、19号、21号と東日本を中心に甚大な被害が発生しました。これからは、いつどこで自然災害が起こるかわからない時代に入っています。こういった事態にも備えていかなければならないと強く思っております。また、住民の皆様には早めの避難、早めの対応を呼びかけてまいります。

今議会には、公共施設の使用料、各種証明手数料の改正を提案しています。私は、できる限り使用料を低く抑え、多くの住民に利用していただきたいと思っておりますが、使用料は受益者負担が原則であります。いろいろと悩んだ結果、使用料は維持管理費等を勘案して見直しを行い、必要に応じて減免制度を設け、対応していこうと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

今年もあと数週間を残すばかりとなりました。この1年がすばらしい年で終われるように、気を引き締めて町政を進めてまいります。

各課からの行政報告をさせていただきます。

総務課です。令和元年度職員採用試験の第2次試験を11月11日に実施しました。一般行政職は9人が受験し、合格2人、補欠合格3人、不合格4人で、保育教諭は2人が受験し、合格2人となりました。嘱託職員等にかわる会計年度任用職員の募集についてですが、町広報誌、区長文書回覧などでお知らせしました。採用募集受付は令和元年12月19日から27日までとしています。なお、試験日は1月10日です。

選挙人名簿登録者数は、12月1日の基準日現在、男7,445人、女8,099人、計1万5,544人となっています。前回の9月基準日より14人の増となっています。

企画財政課です。令和2年度予算編成について、11月11日に令和2年度予

算編成指示会議を開催し、予算編成方針を提示しました。私からは、町の設計図である予算について、継承する事業、発展させる事業、改善が必要な事業など、前例踏襲に陥ることなく見直しを行い、メリハリをつけた事業案を提出するよう求めました。また、財源確保といった面でも努力し、活力にあふれ、風格のある住みよいまちの実現に向け予算組みするよう指示をいたしました。

第2期福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たり、ワーキンググループ・推進本部会議等を経て11月29日に福崎町まち・ひと・しごと推進会議を開催し、その案等の説明をさせていただきました。議員の皆様にも、今後、ご意見をいただきながら、策定していきたいと考えています。

税務課です。国民健康保険税の滞納者で短期保険証の発行となる者を対象に、11月6日から13日にかけて、納税相談を実施しました。対象者は191人で期間中29件の窓口相談がありました。今後も随時納税相談に応じていきます。年末に向けて、町税の滞納者を対象に県税事務所と合同で一斉催告を行います。応じていただけない方に対しては夜間電話催告や夜間臨戸徴収を行い、滞納額の減少に努めてまいります。

地域振興課です。第46回福崎秋まつりは、昨年と同様に一日開催とし、11月2日に実施しました。商工会を中心とした産業祭やゴルフ松本氏による文化講演会、公民館クラブ展示部門発表会や食育イベントなどを開催し、たくさんの人出でにぎわいました。また、今年も友好都市である岩手県遠野市から、本田市長を初め市の職員の方々にお越しいただき、遠野市郷土料理「ひつつみ」のほか、特産品等のPRと販売をしていただくなど、交流を深めました。

住民生活課です。第30回自然歩道を歩こう大会を11月23日、西コースで開催しました。好天に恵まれ、町内外から1,503人の参加がありました。

12月1日から10日まで、年末の交通事故防止運動を展開し、各種のキャンペーンを実施しています。

消防団の活動としましては、11月3日の早朝に非常呼集訓練を実施し、秋季全国火災予防運動に先駆け、町内防火パレードを実施しました。12月26日から30日まで、年末特別警戒を実施します。また、来年1月12日には、田原小学校で出初式を開催いたします。

健康福祉課です。10月28日の老人グラウンドゴルフ大会には、40チーム、240人の参加があり、盛大に実施することができました。

11月2日の福崎秋まつりで食育イベントを実施し、ふるさと味自慢「ひみつのごちそう村」やスタンプラリーなどでお楽しみいただきました。

また、11月16日と17日に、町ぐるみ健診未受診者を対象に、後期の特定健康診査とがん検診を実施しました。国保の特定健診は、人間ドックも合わせて1,178人が受診され、現時点での受診率は38.7%となりました。

高齢者のインフルエンザ予防接種については、町民税非課税世帯を対象に無料で実施しています。また、引き続き中学3年生までの子どもに対するインフルエンザ予防接種費用の一部助成を実施しています。

農林振興課です。9月27日に加治谷地区のフロヤ池で、自治会主催によるため池教室が開催され、田原小学校4年生85人が参加しました。実際にため池の中に入って、泥だらけになりながら魚をとったりして、ため池の仕組みや生息する生き物や植物について学習しました。

10月21日、エルデホールで神崎郡農業委員会協議会の研修会が開催され、郡内農業委員約70人の参加がありました。

まちづくり課です。福崎駅周辺整備事業については、10月6日に完成記念式

典を挙行政し、約120人の関係者のご列席をいただきました。

福崎町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、月見橋や神谷橋などの橋梁補修工事を実施しています。工事に際しては通行規制など、住民の皆様にご迷惑をおかけしますが、よろしく願いいたします。

福崎町防災マップを更新します。県で見直された浸水想定区域や、指定された土砂災害特別警戒区域のデータをもとに作業を進めています。新しい防災マップは今年度中に作成し、4月以降に各戸配布等により住民の皆さんに周知する予定です。

上下水道課です。水道事業では、東部工業団地配水池の送水管の更新工事及び、西治地区に架かる橋梁の架け替え工事に伴う送配水管の移設工事を進めています。

雨水整備事業では、川すそ雨水幹線工事（その8）約200メートルについて工事に着手いたしました。

また、中島地区の内水対策として、早急な対策を講じてまいります。

福崎町東部工業団地造成事業では、地元区や関係機関と協議を重ね、設計図の完成に向けた調整を行っています。用地交渉につきましては、地権者のご理解のもと、順調に買収が進んでいます。

学校教育課です。福崎町学校施設等長寿命化計画に基づく福崎小学校北校舎の長寿命化改修実施設計業務を委託しています。来年度の工事着手に向け、福崎小学校と協議する中で、児童・保護者の意見も伺いながら設計を進めています。

子育て支援における計画的な事業推進に向けた第2期子ども・子育て支援事業計画を策定しています。11月27日から12月17日まで、パブリックコメントを実施しているところです。福崎町子ども・子育て会議で審議していただき、さまざまな意見を反映した計画を策定いたします。

社会教育課です。歴史民俗資料館では、平成の30年間に発掘調査を行った主な遺構を紹介した企画展を行いました。

大庄屋三木家住宅では、12月22日まで三木家に伝わる資料の中から三木家当主や地域知識人の詩文や書画などを楽しむ姿を紹介する特別展示を行っています。11月24日には、神戸大学の井上舞先生による三木家入門講座も開催しました。

柳田國男・松岡家記念館では、12月8日まで第7回柳田國男ふるさと賞の入賞作品を集めた福崎子どもふるさと展を開催しています。

老人大学祭を11月9日、10日に文化センターで実施しました。各部の展示や記念式典、演奏会が行われました。

人権・青少年健全育成フェスティバルを、明日9時30分から文化センターで開催します。小・中学生の体験発表のほか、心理カウンセラー羽林由鶴さんによる「親子のコミュニケーションの大切さ～子どもの人権を守るために～」と題した講演を予定しています。議員の皆さんもぜひご参加ください。

令和2年成人式を、1月13日に、文化センターで開催します。現在、成人式に向け、実行委員会で準備を進めています。

以上で各課からの行政報告とさせていただきます。

続いて今議会で提案した議案について説明いたします。議案は、報告2件、議案27件の計29件です。報告は、議会の委任による専決で、職員の起こした物損事故における損害賠償の額を定め、和解すること。町営住宅駅前団地建替工事の変更契約の2件です。人事案件は、人権擁護委員の推薦についての2件、中播農業共済事務組合の解散に関連する規約改正等で6件、条例案件は令和元年度人事院勧告に伴うものや、使用料・手数料の見直しなど条例改正が10件、コンビ

ニ交付等行政手続のオンライン化を進めるための共通事項を定める条例制定が1件です。また、一般会計の補正予算では、歳出でふるさと応援基金積立金や町営住宅駅前団地建替工事、職員の人事異動や人事院勧告による人件費の補正など、特別会計の補正予算を含め8件です。

詳細な説明は副町長を初め各担当課長が行いますので、十分ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。

議 長 ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知ください。

日程第4 報告第13号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）

議 長 日程第4、報告第13号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）を議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課長 報告第13号、議会の委任による専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

この件は、物損事故における損害賠償の額を定め和解することについて、令和元年10月23日に専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第13号資料に事故発生現場位置図、事故発生状況図をお示ししているのので、ご参照ください。

事故の発生は、令和元年9月17日、午後0時20分ごろ、事故の発生場所は、神河町長谷598番地3、本村公民館の駐車場で、相手方は、神河町在住の女性です。

事故の概要は、生活科学センター職員が本村公民館での消費生活出前講座を終え、敷地内で町公用車を後退させた際、後方に直前に停車した相手方の乗用車の右後方と町公用車の右後方が接触したものでございます。

損害賠償額は、破損した車の修理に要する費用17万5,000円です。

以上、報告第13号の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

日程第5 報告第14号 議会の委任による専決処分の報告について（町営住宅駅前団地建替工事）

議 長 日程第5、報告第14号、議会の委任による専決処分の報告について（町営住宅駅前団地建替工事）を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

住民生活課長 報告第14号、議会の委任による専決処分の報告について、地方自治法第180条第2項の規定により報告させていただきます。

この報告は、工事内容の一部変更により、請負者平錦建設株式会社と令和元年11月28日に工事請負変更契約を締結したことによるものです。

契約金額は、変更前4億2,444万円、変更後4億2,611万4,200円、167万4,200円の増額となります。

詳細につきましては、資料により説明をさせていただきます。

報告第14号資料をごらんください。

①の防災無線柱の移設ですが、当初設計では今回の工事ではなく、解体時の2期工事で行う予定としておりましたが、今回の工事の施工に支障があり、移設を行ったため、約180万円の増となりました。

②の進入路舗装復旧工事については、今回の建替工事終了後に施工する予定としておりましたが、2期工事の解体工事もあることから、解体工事の終了後に工事を行ったほうがいたため、今回の工事から除いたことにより約220万円の減となりました。

③の住宅瑕疵担保責任保険については、新築住宅については建設業者が10年間の瑕疵担保責任を負うことになっており、その担保の資力確保措置のため、必要額の保険に加入する必要がありますが、当初設計では、その保険の掛金を積算に入れておりませんでした。本来、一般管理費として見る必要があるため、それが約88万円の増となります。

④の隣地借上地造成につきましては、現場事務所や駐車場、資材置き場として使用する土地について、当初は舗装されている土地を想定し、借上面積についても多く見ていなかったことから、約119万円の増となります。

これらの変更により、総額で167万4,200円の増額となったものです。

以上、報告第14号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

日程第6 議案第74号 人権擁護委員の推薦について

日程第7 議案第75号 人権擁護委員の推薦について

議 長 日程第6、議案第74号、人権擁護委員の推薦について及び日程第7、議案第75号、人権擁護委員の推薦についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

副 町 長 議案第74号及び議案第75号について、ご説明申し上げます。

両議案につきましては、人権擁護委員法第6条第3項に規定に基づき、人権擁護委員の推薦について議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員は、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から町議会の意見を聞いて、町長が法務大臣に対し、候補者を推薦しなければならないと規定されております。委員の任期は3年でございます。現在、委員は4名ですが、うち2名が令和2年3月31日で任期満了となります。

議案第74号では、現委員である内藤勢一氏を再推薦するため、また議案第75号は、現委員の大井義雄氏が任期満了に伴い、勇退されますので、後任として大西典子氏を推薦するため、それぞれ議会の意見を求めるものでございます。

それでは、議案第74号の内藤勢一氏について、経歴書に基づき、ご説明申し上げます。

住所は、福崎町西田原1831番地2、生年月日は昭和28年4月1日、現在66歳であります。

最終学歴は、昭和46年3月に兵庫県立福崎高等学校を卒業。職歴としましては、同月に近畿コカコーラボトリング株式会社に入社後、日本電信電話公社、NTTオートリース株式会社などに在籍され、平成27年3月に退職されております。また、職歴としましては、平成29年4月から人権擁護委員を務められております。

続きまして、議案第75号の大西典子氏について、経歴書に基づき、ご説明申

上げます。

住所は、福崎町福田 3 7 7 番地 1 5、生年月日は昭和 2 7 年 1 2 月 1 7 日、現在 6 6 歳でございます。

最終学歴は、昭和 4 6 年 3 月に兵庫県立福崎高等学校を卒業。職歴は、同年 4 月に市川町役場に入庁され、平成 2 3 年 3 月に退職されております。

内藤氏、大西氏の両氏は、人格、識見とも高く、広く社会の実情に精通された立派な方で、人権擁護委員として必ず使命を全うしていただけるものと確信し、両氏を推薦するものでございます。

議案資料としまして、両氏の人権擁護委員としての抱負をお示ししておりますので、ご参照いただきまして、両議案ともご賛同賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

日程第 8 議案 7 6 号 くれさか環境事務組合規約の一部変更について

議長 日程第 8、議案第 7 6 号、くれさか環境事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

住民生活課長 議案第 7 6 号、くれさか環境事務組合規約の一部変更について、ご説明申し上げます。

くれさか環境事務組合の共同処理する事務及びその区域、並びに経費の支弁方法を変更するため、令和 2 年 4 月 1 日付でくれさか環境事務組合規約を変更することの協議について、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第 7 6 号資料、新旧対照表をごらんください。

第 3 条の改正は、合併後、旧夢前町、旧香寺町のごみ収集業務をくれさかで行っていましたが、平成 2 6 年度で姫路市の直営収集などに切りかわり、くれさかでの収集業務がなくなったため、文言を削除します。また、旧安富町については、今年度末をもって西播磨環境事務組合を脱退し、その後のごみ処理をくれさかクリーンセンターで行うため、区域に旧安富町を加えるものです。

第 1 1 条の改正は、分担金の負担方法の変更になります。第 1 1 条第 2 項第 1 号の改正は、事務局費分担金のうち、1 0 0 分の 7 0 は人口割により算定しておりますが、そこに旧安富町を加えます。同項第 2 号の改正は、記載の償還などに充てておりました建設費分担金について均等割として姫路市、福崎町、2 対 1 としておりましたが、処理費分担金と同じように年間の総搬入量で案分することとします。

旧の第 4 号は、収集運搬業務を削除したことから、その分担方法についても削除します。

旧の第 5 号は、事務局費分担金のうち、1 0 0 分の 3 0 を均等割として、その割合を旧町単位で案分することとしているため、姫路市、福崎町、2 対 1 となっておりますが、中播衛生施設事務組合などの事務局費分担金の負担割合の見直しを行っていることから、くれさか環境事務組合におきましても見直しを行い、姫路市、福崎町、1 対 1 とするため、第 5 号の条文を削除します。

以上、よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いいたします。

日程第 9 議案第 7 7 号 中播農業共済事務組合の解散について

日程第 1 0 議案第 7 8 号 中播農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について

日程第 1 1 議案第 7 9 号 中播農業共済事務組合理約の一部変更について

議長 日程第 9、議案第 7 7 号、中播農業共済事務組合の解散についてから日程第 1 1、議案第 7 9 号、中播農業共済事務組合理約の一部変更についてまでの計 3 件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

農林振興課長 議案第 7 7 号、中播農業共済事務組合の解散について、議案第 7 8 号、中播農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について、議案第 7 9 号、中播農業共済事務組合理約の一部変更について説明いたします。

議案第 7 7 号資料 1 ページをごらんください。

中播農業共済事務組合は、平成 2 年 4 月 1 日、姫路市、神河町、市川町、福崎町の 1 市 3 町で組織され、現在、職員 1 2 名で農業保険法に基づく農業共済事業と農業経営収入保険事業を行っています。将来にわたって安定的に共済を農業者に提供するため、兵庫県における農業共済事業を 1 つの組合で実施する 1 県 1 組合化に向け、平成 3 0 年 1 月 2 4 日に兵庫県農業共済組合設立推進協議会が設立されまして、3 回の協議会と 4 回の幹事会、中播農業共済事務組合を含む西播地区地域検討会が 1 8 回開催されまして、平成 3 1 年 4 月 2 2 日付で県下 1 5 市 2 町 9 事務組合の 2 6 団体と兵庫県農業共済組合連合会において新組合設立に向けた覚書が締結されました。

1 組合化とは、県内には 2 6 の事業経営体と、それを取りまとめる兵庫県農業共済組合連合会があります。これら全てを合併して、県域全体で事業を行うこととなります。権利義務を承継した新しい組合を特定組合といいます。

1 ページ左下の表をごらんください。

現在と 1 組合化の違いを表示しております。事業の区域は、事務組合の区域から県内全域となります。運営は公営から民営に、職員の身分は公務員から団体職員に変わります。代表者は、事務組合管理者から理事長へ変わり、議決機関も事務組合議会から農業者総代会となります。

1 ページ右上をごらんください。

1 組合化を実施する理由としては、強制加入制から任意加入制への移行による加入者の減少、収入保険制度の創設に係る専門職員の不足、また国が 1 県 1 組合化への移行を基本方針として推進していること、全国的に 4 7 都道府県のうち 4 6 都道府県が実施済み、または特定組合化を決定済みであり、時代の流れと捉えております。

1 ページ右中段部をごらんください。

覚書では、新組合の設立期日を令和 2 年 4 月 1 日、その後、国への認可申請を経て、新組合が権利義務を承継した特定組合となる期日を 5 月 1 日としております。新組合の名称は、兵庫県農業共済組合となり、呼称は N O S A I ひょうごとなります。

2 ページをごらんください。

新組合の事業区域は、兵庫県全域となり、事務所及びその所在地については、神戸にある連合会事務所を本部事務所とし、県内に 2 0 カ所の地域事務所と 7 カ所の家畜診療所が設けられ、中播農業共済事務組合は、新組合設立後は中播事務所として位置づけられ、現事務所を継続して使用することとなります。新組合が実施する事業は、県内で引受実績のある共済事業、組合員の資格は農業保険法で定める基準によります。役員等の定数は、現在の県連合会と同じで、新組合の理事は 9 名、幹事 3 名となっており、意思決定機関となる総代は 8 6 名以内となっ

ています。現在の県連合会の職員数では不足することから、各市町職員の派遣が必要と考えられ、派遣を求められる場合は、当該市町と新組合で協定書を締結することとなっています。福崎町から1名の派遣が必要となる見込みであります。

以上が1県1組合化の概要であります。

新組合の設立までの法手続としまして、新組合への移行に際し、中播農業共済事務組合を解散する必要があります。これにつきましては、議案第77号、中播農業共済事務組合の解散についてであり、地方自治法第288条の規定により関係する地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第78号、中播農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、地方自治法第289条の規定により財産処分することについて関係する地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第78号資料1ページをごらんください。

新組合に引き継がせる財産として、有形固定資産及び組合が管理する物品、歳計現金、引受中の共済関係等がありますが、今回、議会の議決が必要な財産処分の対象は、有形固定資産及び組合が管理する物品となります。歳計現金につきましては、令和2年3月31日現在において、財産目録、貸借対照表、及び損益計算書を作成しまして、中播農業共済事務組合同規約に基づき、管理者が属する姫路市において決算認定を受けた後に新組合に適切に引き継ぐ予定としております。その他、引受中の共済関係につきましては、農業者の合意を得て、令和2年4月1日に新組合に引き継ぐ予定としております。

続きまして、議案第79号、中播農業共済事務組合同規約の一部変更に関する協議について、地方自治法第286条第1項の規定により中播農業共済事務組合同規約の一部を変更する規約を次のように定めることについて、関係する地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第79号資料、新旧対照表をごらんください。

中播農業共済事務組合が解散した場合の事務の承継団体を規約に明記するため、第14条として、「組合が解散した場合においては、姫路市が事務を承継する」を追加し、第14条を第15条に繰り下げるものであります。

事務手続の流れとしましては、議案第78号資料、一つ戻っていただきまして、歳計現金の引渡スケジュールをご参照ください。令和2年3月31日時点の歳計現金としましては、事業積立金が約2億7,300万円、事業引当金が約4,000万円、未払金、未収金、拠出金等の資産・負債が約6,200万円、計3億7,600万円と予定されております。令和2年4月1日に管理者及び会計管理者の在籍する姫路市を承継団体とし、決算認定等の事務が引き継がれます。その後、決算審査を経て、9月に姫路市の決算特別委員会が開催されます。同時に構成町へも決算審査の意見書写しが送付され、姫路市の決算認定を受け、構成町議会への報告がなされ、新組合へ歳計現金の引き渡しが行われる予定となっております。

以上、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

- 日程第12 議案第80号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更について
- 日程第13 議案第81号 中播公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び規約

の一部変更について

- 日程第 1 4 議案第 8 2 号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 5 議案第 8 3 号 福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 6 議案第 8 4 号 福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 7 議案第 8 5 号 福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 議案第 8 6 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 1 9 議案第 8 7 号 福崎町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 0 議案第 8 8 号 使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 2 1 議案第 8 9 号 手数料の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例について
- 日程第 2 2 議案第 9 0 号 福崎町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

議 長 日程第 1 2、議案第 8 0 号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更についてから日程第 2 2、議案第 9 0 号、福崎町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてまでの計 1 1 件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課長 まず初めに議案第 8 0 号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更についてご説明申し上げます。

この退職手当組合は、県下の市町等で組織され、職員等の退職手当の支給に関する事務を共同処理する一部事務組合でございます。議案第 7 7 号で説明があったとおり、中播農業共済事務組合が解散することから、この兵庫県市町村職員退職手当組合を令和 2 年 4 月 1 日付で脱退することとなります。

議案第 8 0 号資料に新旧対照表をお示ししていますので、ご参照ください。

この脱退については、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、構成団体の協議が必要となり、この協議することについては地方自治法第 2 9 0 条の規定により議会の議決が必要となっていますので、ご審議いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第 8 1 号、中播公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更についてご説明申し上げます。

公平委員会は、地方自治法及び地方公務員法に定められた職員の勤務に対して受けた不利益処分等について審査し、必要な措置を講じることを職務とする行政委員会でございます。今回の規約改正は、議案第 7 7 号で提案されました中播農業共済が解散することから、中播公平委員会を脱退したいとの申請があったこと、また市川町外三ヶ市町共有財産事務組合から当委員会へ加入の申請があったことから規約を変更するもので、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。構成団体は変わらず 3 町 5 事務組合でございます。

議案第 8 1 号資料に新旧対照表をお示ししていますので、ご参照ください。

この構成団体の数の増減等についての規約改正は、地方自治法第 2 5 2 条の 7

第3項の規定により、構成団体の協議が必要となり、この協議することについては地方自治法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決が必要となっていますので、ご審議いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第82号についてです。

議案第82号、83号、84号は、令和元年8月の人事院勧告に係るものでございます。今年度の人事院勧告は、月例給、期末勤勉手当とも増額の勧告となり、6年連続の増額となりました。

人事院の給与勧告の骨子について、議案第83号資料の10ページにお示ししていますので、ごらんいただけたらと思います。

福崎町では、国の人事院勧告に倣い、月例給は公務員給与と民間給与との格差、0.09%を埋めるため、行政職給料表を若年層を中心に引き上げます。

2つ目は、期末勤勉手当の引き上げです。0.05カ月引き上げとなりますが、勤務成績に応じた給与の推進のため、勤勉手当に配分されています。住居手当については、支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、1万6,000円とし、これを原資として手当の上限を1,000円引き上げ、2万8,000円とします。これらの勧告を踏まえて条例改正しようとするものでございます。

まず、特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正、第1条関係です。

議案第82号資料の1ページをお開きください。

期末手当として、条例第4条第2項の表中、12月1日の基準日に6カ月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を0.05カ月引き上げ、100分の220を100分の225としますほか、それぞれ在職期間に応じた支給率も改め、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用いたします。

下段は、第2条関係でございます。これは、令和2年度以降の期末手当で、6月、12月とも同額に改正するもので、条例第4条第2項の表中、6月1日及び12月1日の基準日に関して6カ月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を100分の222.5としますほか、それぞれ在職期間に応じた支給率も改めております。この改正は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正でございます。次ページをお願いします。

この関係につきましては、先ほどの特別職の条例の改正と全く同様の改正内容でございます。なお、この改正によりまして特別職及び議会議員の期末手当の年間支給月数は4.40カ月から4.45カ月となります。

続きまして、議案第83号につきまして、説明をさせていただきます。

議案第83号資料の1ページをごらんください。

新旧対照表で説明をいたします。福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、第1条関係でございます。条例第82条第2項第1号の改正は勤勉手当の改正で、12月の支給の勤勉手当を0.05カ月引き上げ、100分の97.5に改めるものでございます。

別表第1、第7条関係は、行政職給料表を改めるもので、民間との比較で若年層との差があることから、30歳半ばまでの職員が在職する5級までの号俸を引き上げております。

この改正は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものでございます。

6ページをごらんください。

第2条関係です。第16条の改正は、住居手当の改正です。第1号は、手当の支給条件を定めていますが、みずから居住する借家で月額が1万2,000円を超える家賃を支払っている職員に支給することとなりますが、4,000円引き上げ、1万6,000円以上としています。第3号は、単身赴任となり、みずから居住する借家でなくても配偶者が居住する借家も同様としています。第2項は、支給する額を定めていますが、具体的に説明しますと、家賃が5万9,000円未満の職員は手当が2,000円を上限に減額となり、5万9,000円以上の職員は今の額より1,000円を上限に増額されることとなります。現在、支給している職員が福崎町職員で23名いますが、そのうち11名が減額、12名が増額となります。

第28条は、勤勉手当の改正で、6月、12月の勤勉手当をどちらも100分の95にするものです。これにより6月、12月とも同額となり、期末手当と合わせて支給月数は合計で4.50カ月となります。

この改正は、令和2年4月1日から施行します。

8ページは先ほど説明した期末勤勉手当の改正を職種ごとにわかりやすくした表でございます。9ページは、令和2年度からのものがございます。

今回の人事院勧告を踏まえて行う給与改定に伴う影響額は、特別職、町職員合わせて年間で498万円の増額となっております。

続きまして、議案第84号、福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。

この条例は、9月議会で承認をいただき、新たに制定した条例ですが、この会計年度任用職員の給料は、一般職の職員の給与に関する条例の給料表の1級、2級をそのまま利用しておりますので、今回の人事院勧告を受け、改正するものがございます。平均で3.2%程度の引き上げとなります。

以上、議案第82、83、84号の説明とさせていただきます。

議長 議案説明の途中ですけれども、休憩に入ります。

再開は、10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

◇

議長 会議を再開いたします。

議務課長 続きまして、議案第85号、福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

地方公務員災害補償法の規定により、非常勤等の職員の公務災害等については、条例で定めなければならないとなっております。現在は、条例を定めて運用をいたしております。一方で、非常勤職員に当たる9月議会で上程しました会計年度任用職員のうち、法改正によりフルタイムの会計年度任用職員は、給与を支給することとなりました。そのため、今回、改正しようとするものです。

議案第85号資料をごらんください。

この条例では、被災した職員の補償について定めています。その補償を算定するに当たって、補償基礎額がもとなるのですが、それをこの5条で定めております。フルタイムの会計年度任用職員は、勤務期間が12か月を超えると正規の職員と同様の地方公務員災害補償法に移行しますが、それまではこの条例に帰属することとなります。それまでの間に被災があった場合は、この条例によることから、給料を支給される職員として規定します。第4号を追加し、給料を支給さ

れる職員とし、法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が町長と協議して定める額としています。

なお、この改正は令和2年4月1日から施行いたします。

続きまして、議案第86号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、説明いたします。

成年被後見人等については、精神上的障害により判断能力が欠けている人のことをいいますが、それに該当するだけで一律排除する欠格事項を設けていました。今回の改正では、基本的人権の尊重を重んじる趣旨から、一律排除するのではなく、心身の故障等の状況を個別的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断するよう多くの法律が改正されました。この整備に関する法律の施行により、関係する町条例について改正する必要が生じたため、提案するものでございます。

議案第86号資料の1ページをお開きください。

新旧対照表でございます。まず、第1条関係です。福崎町の職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。

第6条の改正は、この整備法により改正された地方公務員法第16条では、欠格事項を各号で規定し、第1号を成年被後見人または被保佐人としていました。先ほど説明した法改正の趣旨により、この号は削除となりました。それにより条ずれとなりましたので、改正するものでございます。

次に、第2条関係、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。地方公務員法第28条第4項は免職をうたい、第16条第1号に該当するに至った場合は、その職を失うとしていましたが、第16条第1号は削除したため、同様に成年被後見人または被保佐人は該当しなくなります。そのことから、条例第27条第1項は、該当部分を削除しています。第4項の改正は、第1項の改正により失職がなくなることからの改正でございます。第27条の2及び第28条の改正についても同様です。第31条についても同様の改正及び文言整理となっております。

次ページをお願いします。

第3条関係、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例です。この改正も先ほど説明したことと同様の改正となっております。

次ページをお願いします。

第4条関係は、福崎町表彰条例の一部を改正する条例でございます。第9条で成年被後見人及び保佐人に該当したときは待遇を停止するとしていましたが、法の趣旨から削除するものでございます。

以上で、議案第86号の説明といたします。

なお、この改正は公布の日から施行いたします。

続きまして、議案第87号、福崎町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この改正は、平成29年の地方自治法等の一部改正に伴う条ずれを改正するもので、あわせて現行の運用に即した改正及び引用条文等の文言整理を行うものでございます。

議案第87号説明資料に新旧対照表をつけておりますので、そちらで説明させていただきます。1ページをお願いします。

第3条第1項は、定期監査の執行について規定しているもので、現在、年2回、11月と5月に実施していることから、現状に即した改正を行うものです。

第4条は、監査委員の通知について規定しているもので、法律の文言に合わせ

改正するものでございます。

第6条は、財政援助団体等に対する監査の通知について規定しているもので、法律の文言に合わせて整理するものです。

第7条は、改正前の3行目最後から4行目にかけて法第243条の2第3項であったものが、改正後の3行目で法第243条の2の2第3項と条ずれが発生したための改正、さらに改正後の4行目後半で地方公営企業法第27条の2第1項公金の収納等の監査を現状に即し追加する改正、その他は文言整理を行うもので、改正箇所が多いため、第7条全文を改正いたしております。

第8条は、例月出納検査について規定しているもので、毎月20日に執行する旨を規定していましたが、現状に即し毎月20日から月末に行うとし、ただし、やむを得ない理由があるときは変更することができる旨を改正するものでございます。

第9条は、監査委員による審査及び意見の報告について規定しているもので、改正前の1行目、法第243条の2第4項は、改正後の4行目、法第243条の2の2第8項と条ずれが発生したための改正、さらに改正後の1行目から3行目で基金運用審査、地方公営企業法第30条第2項の決算審査、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等審査を現状に即し追加する改正及び文言整理を行うものです。

第11条は、監査委員の行う公表についてで、公告式条例の例によることを規定しているものですが、引用する法律の条項を抜くことで今後の条項ずれの対応を不要とすることができるための改正でございます。

この改正は、法律の施行日に合わせ、令和2年4月1日から施行します。

以上、議案第87号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第88号、使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について、議案第89号、手数料の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例について説明いたします。

施設の管理運営や各種証明書等の発行は、住民から負担いただく税で賄われています。その施設を利用される方と利用されない方が同じ負担となりますと不公平となるため、受益者負担を原則として利用者には使用料や手数料を負担いただき、公平化を図っています。

消費税が10月1日から10%となりました。国からは公の施設の使用料等について消費税を円滑に転嫁するよう、必要な措置を講じるよう助言がされてまいりました。しかし、今回、消費税のみを勘案して改正するのではなく、本来、使用料や手数料の設定においては、その施設や部署等で必要となる施設維持管理費や人件費などの原価を求め、近隣市町等の状況も勘案しながら適正な使用料等を設定することといたしました。

それでは、議案第88号資料の1ページをごらんください。

1番、使用料、手数料等の見直しの趣旨として、物価や所要経費の変動等に対応した適正な受益者負担を求めるため、現状を検証し、使用料等の適正化と負担の公平性を確保するため、全庁的に見直しをしております。

2番の見直しの方針の(1)原価による料金算定方法の明確化の後段になりますが、受益者に負担を求める経費は人件費、施設の維持管理費、各種証明発行等事務の事業費とします。用地取得費、建物建設費、備品購入費等の資産取得費の減価償却費、大規模修繕費は公費で負担することとします。これが右上の表の①原価で示しております。

左に戻っていただいて、(2)の受益者と行政の負担割合の設定ですが、

(1) で受益者に負担を求める経費を定めましたが、この経費を受益者と行政との程度の割合で負担するかです。使用料は施設の性質により受益者と行政の負担割合を設定します。手数料は、特定の者のために行うサービスの対価として徴収することから受益者負担を100%とします。

右の図の②施設の性質別ですが、最下段の公費100%の負担は、道路や公園、図書館などがあります。公立の図書館は法律により無料と定められております。また、受益者負担が100%に近い施設は、民間でも同様の施設がある駐車場やトレーニングルーム、テニスコートなどが該当し、それ以外はその中間的施設としてそれぞれ設定いたしております。ただし、受益者負担をいただく施設でも、利用形態により減免規定を設け、使いやすくしております。

(3) 消費税の取り扱いについては、課税対象となる使用料等について、消費税及び地方消費税を転嫁します。

(4) 料金の単位は、使用料は10円単位、これは消費税の転嫁のため細くなることによるものです。手数料は50円単位、手数料は非課税となっております。50円単位として、単位未満の端数は切り捨てます。

(5) 料金の調整。算定した料金は、類似施設、類似事務、近隣市町の均衡も考慮いたします。

(6) 激変緩和措置については、大幅な値上げとなる場合は、1.5倍を上限としています。ただし、近隣市町と著しく乖離がある場合は、この限りとしません。

3、使用料の改定時期は、周知期間も含め4月1日といたします。

資料2ページをごらんください。

今回の改正は、15の条例に及びます。

次ページからは条例ごとの新旧対照表をつけております。先ほど説明した項目を基本的な考え方として改正をしておりますが、それ以外にも各施設で見直した点は下段に見直しをした点として記載いたしております。

以上が、議案第88号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第89号、手数料の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例について説明いたします。

手数料の算定に当たっては、議案第88号で説明した考え方を基本として改正をしております。また、コンビニエンスストアなど端末機で交付する各種証明手数料を新たに追加しております。

議案第89号資料の1ページをごらんください。

この整備条例には、1つ目は多機能端末機による交付関連、いわゆる各種証明のコンビニ交付を実施するに当たり、改正しなければならないものを第1条で改正し、施行日を令和2年2月1日としています。

2つ目は、手数料の見直し関連として使用料と同様に受益者負担を原則とし、原価計算から割り出した額を近隣市町の料金を参考にして定めております。

資料2ページから5ページまでが第1条関係の改正で、福崎町手数料条例の一部改正となります。ここでは、新たなコンビニ交付の各種の手数料を一律200円として定めています。また、コンビニ交付で対応できる証明が現在、定めている証明の一部となるため、名称を改正しています。また、5ページの埋火葬に関する証明手数料及び改葬許可申請手数料については、現行の運用に合わせ追加をしております。

この改正条例は、コンビニ交付の実施日に合わせ、令和2年2月1日としています。

資料 6 ページから 10 ページの上段までは第 2 条関係で、福崎町手数料条例の一部改正となりますが、この改正は令和 2 年 4 月 1 日からの施行となります。使用料と同様の改正ですが、原価計算や近隣市町の状況から特殊な証明を除き一律 300 円といたしました。しかし、コンビニ交付による手数料については、コンビニエンスストアでの取得の推進やマイナンバーカードの取得の促進から 200 円のままといたします。

10 ページをごらんください。

第 3 条関係は、福崎町町税条例の一部改正で、使用料の算定と同様の考え方により第 21 条で規定する督促手数料 80 円を 100 円としています。また、第 73 条の 2 固定資産課税台帳の閲覧の手数料及び次ページの第 73 条の 3 固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料も同様に 200 円を 300 円に改正しています。

第 4 条から第 6 条についても町税条例と同様に督促手数料を 80 円から 100 円に改正するものです。第 2 条関係から第 6 条関係までは、施行日を令和 2 年 4 月 1 日としています。

以上が、議案第 89 号の説明となります。

続きまして、議案第 90 号、福崎町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

福崎町では、令和 2 年 2 月 1 日からコンビニエンスストアで住民票等の交付ができるよう準備を進めていますが、本来、住民票等はその交付は書面等で申請いただき、交付する手順となっています。しかし、コンビニ交付では、マイナンバーカードを交付機で読み取り、暗証番号を入力するなどすれば、その場で取得することができるようになります。住民票の写しや戸籍の附票の写しなどは、電子情報処理組織による交付、いわゆるコンビニ交付ができるよう法令で整備されているものもあります。また、所得証明などは、交付申請方法にもともと定めがないので、何ら根拠なくしてコンビニ交付することも可能です。その中で、コンビニ交付で印鑑登録証明を取得する場合は、法律の定めがなく、町の条例で交付申請書の署名による交付手続が規定されております。したがって、条例等でこのような交付手続を定めているような場合は、法律の根拠がありませんので、町の条例を制定し、書面の申請がなくても取得できるような整備が必要となってきます。

今回は、このコンビニ交付にあわせ、今後、町等へ申請・届出手続等に関し、オンライン化がますます進むと予想されることから、本町においても電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信技術を利用する方法により申請、届出ができるよう共通事項を定めていく必要があることから、福崎町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を制定しようとするものでございます。

それでは、議案第 90 号資料 1 ページをお願いします。

設置の目的は、先ほど説明いたしました内容に、町民の利便性の向上、行政の運営の簡素化、効率化を加えております。条文ごとの解説は資料を添付しておりますので、ごらんいただければと思います。

ここでは、条ごとに概略を説明いたします。

第 1 条は、先ほど説明いたしました目的を規定いたしております。

第 2 条は、この条例での用語の意義を定義しており、例えば、第 2 号で町の機関をうたっており、この条例は町長部局だけではなく、議会や公営企業、執行機関である選挙管理委員会や農業委員会なども含まれることとなります。

第 3 条は、電子情報処理組織による申請等として規定しており、ここで書面による申請などとする条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用して電

子計算機と電子計算機を回線で接続して行うことができる、つまりオンライン化できるとしてあります。コンビニ交付では、コンビニに設置された印鑑証明などの交付機と役場の印鑑登録情報を保存したパソコンをつないで交付するという事です。

第4条は、電子情報処理組織による処分通知等を規定しています。現在は、この条文を適用するようなサービスを提供していませんが、今後、役場などから書面等により発する処分通知等に、例えば、情報公開請求の開示決定、占用許可、下水道の申請処理、農業委員会の農地転用許可、そのようなものについても先ほど説明しましたオンライン化を利用してできるよう、そのように対する準備として定めるものでございます。

第5条は、電磁的記録による縦覧等で、現在、書面等で縦覧を行ってきたものについて、電磁的記録に記録されている事項についてパソコン等の画面でも縦覧ができるようにするものでございます。

第6条は、電磁的記録による作成等についても書面等にかえて電磁的記録でできる旨を定めています。

第7条は、手続に係る情報システムの整備等で、情報通信の技術や利用促進を図るため、町での情報システムの整備を進めることや、システムの安全性や信頼性を確保することを規定しています。

第8条は、手続に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表で、毎年1回は情報技術の利用に関する状況について公表することとしています。

第9条は、規則委任です。この条例は、今後、住民の利便性向上のために家庭のパソコンやスマートフォンなどオンラインを利用して町への各種手続を進めていく上で、基本的な事項を定める条例でございます。条例制定により情報通信の技術を利用して申請することが可能となりますが、申請等の詳細な手続については、例えば、マイナンバーカードを使用して暗証番号を入力するなど、個別の条例で定めることとなります。

この条例は、令和2年2月1日から施行いたします。

以上、議案第80号から議案第90号までの提案説明といたします。

ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第23 議案第91号 福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第23、議案第91号、福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題をいたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

住民生活課長 議案第91号、福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第86号で説明のありました成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化などを図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、市町村が印鑑の登録及び証明に関する事務を行うに当たり、準拠すべき事項が定められた印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことによる改正と、先ほどの議案第90号の中で説明がありましたが、来年2月1日から個人番号カードを用いて印鑑登録証明書をコンビニエンスストアなどの端末機で交付できるようにするため、条例を改正するものです。

議案第91号資料、新旧対照表をごらんください。

1 ページ、第 1 条関係の改正ですが、登録資格、第 2 条第 2 項の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化などを図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、成年被後見人であることを理由に資格や職業などから一律排除するのではなく、個別的、実質的に能力の有無を判断する規定へと適正化することとなったことから、印鑑の登録を受けることができない者について、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」といたします。

3 ページをお願いいたします。

第 2 条関係の新旧対照表になります。

第 16 条第 1 項は、個人番号カードを用いて、コンビニエンスストアなどの端末機で印鑑登録証明書の交付を受けることができるようにするものです。

同条第 2 項は、個人番号カードの暗証番号を使用するというもので、この第 16 条を加え、以後、1 条ずつ繰り下げるものです。また、その他の改正は文言の修正になります。

第 1 条関係の改正については、公布の日から施行し、第 2 条関係の改正については、令和 2 年 2 月 1 日から施行いたします。

よろしくご審議賜り、ご賛同賜りますようお願いいたします。

日程第 2 4 議案第 9 2 号 福崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第 2 4、議案第 9 2 号、福崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第 9 2 号、福崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第 9 2 号資料 1 ページをお願いいたします。

今回の改正は、災害援護資金の貸し付けを受けた者が置かれている状況に鑑み、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、それに伴い、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令、及び災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令が公布されたことにより、本条例の一部を改正するものです。

改正内容の 1 点目、改正災害弔慰金法第 13 条における償還金の支払猶予では、町は、災害援護資金の貸し付けを受けた者が、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払いを猶予することができるようにするものです。ただし、償還金の支払猶予の可否を判断するために必要な災害援護資金の貸し付けを受けた者、または保証人の収入、または資産の状況について報告を求めても正当な理由なく報告せず、または虚偽の報告をしたときは除きます。

2 点目、改正災害弔慰金法第 14 条における償還免除では、町は、災害援護資金の貸し付けを受けた者が死亡したとき、または精神もしくは身体に著しい障害を受けたため、災害援護資金を償還することができなくなったと認められるときに加え、災害援護資金の貸し付けを受けた者が破産手続開始の決定、または再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部または一部の償還を免除することができるとするものです。ただし、災害援護資金の貸し

付けを受けた者が、償還免除の可否を判断するために必要な収入または資産の状況の報告を求めても、正当な理由がなく報告せず、または虚偽の報告をしたときは除きます。また、災害援護資金の貸し付けを受けた者の保証人が当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められる場合も除きます。

3点目、改正災害弔慰金法第16条における報告等では、町は、この法律の規定により、償還金の支払いを猶予し、または災害援護資金の償還未済額の全部もしくは一部を償還するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸し付けを受けた者、またはその保証人の収入、または資産の状況について、貸し付けを受けた者またはその保証人に報告を求め、または官公署に対し必要な文書の閲覧もしくは資料の提出を求めることができるようにするものです。

資料2ページ、新旧対照表をお願いいたします。

第15条の改正は、第3項において報告等の文言を追加し、先ほど申し上げた改正災害弔慰金法等による条番号の整理を行うものです。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の福崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、令和元年8月1日から適用いたします。

以上で、議案第92号の説明を終わります。

ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第25 議案第93号 令和元年度福崎町一般会計補正予算（第4号）について

議 長 日程第25、議案第93号、令和元年度福崎町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第93号について、ご説明申し上げます。

令和元年度福崎町一般会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ380万円を追加し、補正後の予算の総額を83億1,570万円とするものであります。

主な補正内容は、地方公務員の人事院勧告に基づく職員の給与改定等並びに人事異動等による人件費の増減、町営住宅駅前団地建替工事の2期工事の増額、ふるさと応援寄附金に係る歳入歳出の増額、土地売払い収入の増額などであります。

まず、全般に係る人件費の補正内容につきましては、人事院勧告に合わせた初任給、若年層を中心とした給料月額引き上げ、期末手当または勤勉手当の0.05カ月分の引き上げといった改定等による増額、4月1日以降の職員の人事異動による各会計・目間における増減と、当初予算で積算していた幼稚園の臨時職員の採用減などによる減額、こういったものを精算して計上しております。

一般会計予算に係る特別職3名及び水道及び下水道事業を除く職員219名に係る人件費の補正額は一般会計職員で5,495万7,000円の減、特別会計に対する繰出金で249万5,000円の増、合計で5,246万2,000円の減額となります。特別職3名は、合計554万2,000円の減となります。一般会計職員の5,495万7,000円の減の主な項目別内訳ですが、給料で4,617万9,000円の減、期末勤勉手当で687万5,000円の減、時間外手当で505万6,000円の増、社会保険料負担金の456万1,000円の減であります。このたびの人事院勧告の影響額は、全会計で498万7,000円の増であります。

議案資料の1ページに全会計の給与費明細書をおつけしておりますので、ご参

照ください。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、歳出の19ページ、20ページをお開き願います。なお、説明につきましては、冒頭でご説明しました職員等の人件費に係るもの、また職員の代替に係るアルバイト事務賃金等につきましては、説明を割愛させていただきますので、ご了承ください。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上が、歳入歳出予算の補正に関する説明であります。

また、一般会計及び特別会計の補正予算の末尾に給与費明細書をおつけしておりますので、ご参照ください。

以上、議案第93号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

- 日程第26 議案第94号 令和元年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第27 議案第95号 令和元年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第28 議案第96号 令和元年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について

議 長 日程第26、議案第94号、令和元年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてから日程第28、議案第96号、令和元年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてまでの3件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第94号、令和元年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ21万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を19億5,618万2,000円とするものです。

詳細につきましては、議案書の事項別明細書でご説明いたします。歳出の3ページ、4ページをお開き願います。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

5ページから7ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第94号の説明を終わります。

続きまして、議案第95号、令和元年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条では、元号を改める政令の施行に伴い、平成31年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算全体における元号の表示について「令和」に統一いたします。

第2条では、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ45万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億7,004万8,000円とするものです。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。事項別明細書の歳出3ページ、4ページをお開き願います。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

5 ページから 7 ページには、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

以上で議案第 9 5 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 9 6 号、令和元年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 5 0 万円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ 1 7 億 1, 3 0 0 万円とするものです。

補正の内容は、職員人件費の増や、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の増などを補正するものです。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。事項別明細書の歳出 9 ページ、1 0 ページをお開き願います。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

1 3 ページから 1 5 ページには、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。また、議案第 9 6 号資料 1 ページから 2 ページには、勘定表をお示ししておりますので、あわせてご参照ください。

以上で議案第 9 6 号の説明を終わります。

3 議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

- | | | |
|---------|-------------|-----------------------------------|
| 日程第 2 9 | 議案第 9 7 号 | 令和元年度福崎町水道事業会計補正予算(第 1 号)について |
| 日程第 3 0 | 議案第 9 8 号 | 令和元年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第 1 号)について |
| 日程第 3 1 | 議案第 9 9 号 | 令和元年度福崎町下水道事業会計補正予算(第 1 号)について |
| 日程第 3 2 | 議案第 1 0 0 号 | 令和元年度福崎町工業団地造成事業会計補正予算(第 1 号)について |

議 長 日程第 2 9、議案第 9 7 号、令和元年度福崎町水道事業会計補正予算(第 1 号)についてから、日程第 3 2、議案第 1 0 0 号、令和元年度福崎町工業団地造成事業会計補正予算(第 1 号)についての 4 件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 4 企業会計の補正予算について、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第 9 7 号、令和元年度福崎町水道事業会計補正予算(第 1 号)について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをお開きください。

この補正内容は、職員の人事異動及び人事院勧告等に基づく人件費の補正並びに水道施設運転管理に係る債務負担行為を追加計上するものです。

第 3 条では、予算第 3 条の収益的収入及び支出で、支出を 2 0 5 万 8, 0 0 0 円減額し、4 億 2, 1 2 4 万 2, 0 0 0 円にしようとするものです。

第 4 条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費ですが、職員給与費を 2 0 5 万 8, 0 0 0 円減額し、5, 9 4 8 万 1, 0 0 0 円にしようとするものです。

第 5 条では、債務負担行為を新たに設定するもので、内容は、水道施設運転管理業務委託について、令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 年間、限度額 6, 1 0 0 万円を計上するものです。

次のページからの補正予算に関する説明書の水補 1 ページには実施計画を添付

しておりますが、説明につきましては、議案第97号資料1ページをごらんください。

支出の営業費用で、原水及び浄水費は138万7,000円を減額、配水及び給水費は88万5,000円を減額、総係費は21万4,000円を増額し、合わせて205万8,000円を減額いたします。内容につきましては、給料、手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費で、詳細は内訳欄のとおりです。

資料2ページは債務負担行為に関する水道施設運転管理業務委託の内容を記載しています。現在の水道施設の運転管理につきましては、土日祝日を含め技能労務職、嘱託職員の3名体制のローテーションで業務に当たっておるところでございますが、今後の職員の退職や人事異動の影響によるサービスの低下を防ぐため、また、安全安心なおいしい水を安定的に住民に提供していくためには、優れた技術、ノウハウを備えた民間事業者の活用を考えております。県内の水道施設の運転管理の状況を見ましても、民間の専門的な事業者へ委託し、効率的な運転管理を行っている水道事業者が増えてきております。説明資料で業務内容をお示ししていますように、現在、直営で行っている水源地、配水池、加圧ポンプ所等の運転管理業務を令和2年度から年間を通じて技術力、知識等を有する事業者へ委託しようとするものです。業務体制の中で水道施設管理技士3級以上の有資格者を1名以上配置させることとし、さらなる住民サービスの向上を目指し、職員と連携して施設管理業務を実施する予定でございます。本委託業務につきましては、年度内に指名競争入札を実施し、令和2年4月1日から実施したいと考えております。

その他説明資料として、水補2ページには予定キャッシュ・フロー計算書、3、4ページには給与費明細書、5ページは債務負担行為に関する調書、6から8ページには予定貸借対照表をお示ししております。

以上、議案第97号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第98号、令和元年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをお開きください。

この補正予算は、人事院勧告等に伴い人件費を補正するもので、第3条は予算第3条に定めた収益的収入及び支出で、支出を4万円追加し、4,774万円にしようとするものです。

また、第4条では、職員給与費を4万円追加し、955万3,000円にしようとするものです。

次のページからの補正予算に関する説明書の工水補1ページには実施計画を添付しておりますが、説明につきましては、議案第98号資料をごらんください。

営業費用で送水及び配水費に4万円を追加いたします。内容につきましては、手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費で詳細は内訳欄にそれぞれ記載のとおりでございます。

その他説明資料として、工水補2ページには予定キャッシュ・フロー計算書、3、4ページには給与費明細書、5から7ページには予定貸借対照表をお示ししています。あわせてごらんください。

以上、議案第98号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第99号、令和元年度福崎町下水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをお開きください。

この補正内容は、職員の人事異動及び人事院勧告等に基づく人件費の補正並び

に新規ます設置に係る負担金及び工事費の補正、また雨水整備事業の増による建設改良費の補正と、それに係る企業債を変更するものでございます。

第3条では、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の支出を18万9,000円増額し、10億5,568万9,000円にしようとするものです。

第4条では、予算第4条に定めた資本的収入及び支出です。予算第4条本文括弧書き中、不足する額を4億867万8,000円に改め、その補填額について当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,127万円、過年度分損益勘定留保資金258万1,000円、当年度分損益勘定留保資金3億8,408万9,000円、及び過年度未処分利益剰余金1,073万8,000円に改めるとともに、資本的収入は1,850万円増額し、4億5,390万円に、次のページの資本的支出は1,937万8,000円増額し、8億6,257万8,000円といたします。

第5条では、予算第6条に定めた下水道事業債の限度額を1,000万円増額し、1億2,970万円に改めます。

第6条では、予算第9条に定めた職員給与費を106万7,000円増額し、5,092万2,000円にしようとするものです。

それでは、補正内容について、説明申し上げます。

補正予算に関する説明書、下水補1、2ページに実施計画を添付しておりますが、説明につきましては、議案第99号資料をごらんください。

まず、1ページは収益的収入及び支出の支出です。目、節ごとの補正額を記載しておりますが、左から5列目が補正予定額で、計の欄より右はセグメントごとの内容となっております。節の給料、手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費を補正するもので、目、処理場費は、3万8,000円を減額、総係費は22万7,000円を増額し、合わせた営業費用では18万9,000円増額の8億7,208万9,000円といたします。詳細は、内訳欄のとおりです。

資料2ページは、資本的収入及び支出の収入です。下水道事業債は1,000万円増額、工事負担金は新規ます設置工事850万円を増額いたします。

資料3ページは、資本的収入及び支出の支出です。管路整備費では、節の給料、手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費を補正、それと、工事請負費は新規ます設置工事分850万円を増額し、合わせて929万5,000円増額の5,191万5,000円といたします。

次に、雨水の管路整備費では、節の手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費の補正と、雨水渠工事に係る委託料100万円、工事請負費750万円、補償費150万円を増額し、合わせて1,008万3,000円増額の2億3,270万3,000円といたします。詳細につきましては、内訳欄のとおりです。

その他説明資料として、下水補3ページには予定キャッシュ・フロー計算書、4、5ページには給与費明細書、6から8ページには予定貸借対照表をお示ししております。あわせてごらんください。

以上、議案第99号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第100号、令和元年度福崎町工業団地造成事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをお開きください。

この補正予算は、人事院勧告等に伴い人件費を補正するもので、第3条は予算第4条に定めた資本的収入及び支出で、支出を6万4,000円追加し、4億5,026万4,000円にしようとするものです。

また、第4条では、職員給与費を6万4,000円追加し、273万3,00

0円にしようとするものです。

次のページからの補正予算に関する説明書の造成補1ページには実施計画を添付しておりますが、説明につきましては、議案第100号資料をごらんください。

東部工業団地造成事業費で、直接経費に6万4,000円を追加いたします。内容につきましては一般会計支出金で、詳細は内訳欄の人件費企業会計負担分となります。

その他説明資料として、造成補2ページには予定キャッシュ・フロー計算書、3、4ページには給与費明細書、5、6ページには予定貸借対照表をお示ししています。あわせてごらんください。

以上、議案第100号の説明とさせていただきます。

4議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

日程第33 意見書案第3号 災害ボランティア活動に対する支援制度の構築を求める意見書

議 長 次に、日程第33、意見書案第3号、災害ボランティア活動に対する支援制度の構築を求める意見書についてを議題といたします。

意見書案第3号、災害ボランティア活動に対する支援制度の構築を求める意見書についてを事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に本意見書案に対する詳細なる説明を求めます。

山口総務文教 意見書案第3号、災害ボランティア活動に対する支援制度の構築を求める意見
常任委員会 書について、提案理由を説明いたします。

意見書の内容につきましては、先ほど事務局朗読のとおりですが、皆様もご承知のとおり、今年に限っても地震は1月に熊本、2月に北海道、6月に東北でそれぞれ震度6以上、また、風水害については、8月の九州北部豪雨、9月の台風15号、10月の台風19号などがありました。毎年のように日本各地で甚大な災害が発生する状況において、ボランティアが救援の第一線に立つ光景は日本社会に定着しているものと思います。

しかしながら、内閣府の調査では、災害ボランティアに参加しない理由の約4割を交通費や宿泊費などの資金の負担が占めています。このような中、兵庫県では今年度予算で災害ボランティア活動に要する交通費及び宿泊費を助成する大規模災害ボランティア活動応援プロジェクトを全国で初めて制度化しました。

このような動きを広げるためにも、総務文教常任委員会において今回の案を検討し、国に対して地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、提案趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 以上で本定例会1日目の日程は終わりました。

次の定例会2日目は、12月9日月曜日、午前9時30分から再開いたします。本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 0時07分